

# 軽自動車税のコンビニ収納が始まります

軽自動車税は、平成23年度課税分から、これまでの金融機関に加えてコンビニエンスストアでも納付できるようになりました。これにより、納付期限内であれば24時間いつでも全国の主なコンビニエンスストアで納付できるようになります。金融機関での納付と同じく手数料はかかりません。

## ○利用できるコンビニエンスストア（50音順）

市内にあるもの	セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン
県内にあるもの	エブリワン、エーエム・ピーエム、ココストア、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、MMK設置店
その他の納付できるコンビニ	くらしハウス、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、タイエー、ハセガワストア、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ

## ○コンビニ収納開始に伴い軽自動車税の納付書が新しくなります



※市県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税はこれまでと同じ納付書です。コンビニでは納付できませんのでご注意ください。なお、平成24年度課税分から、市県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税もコンビニで納付ができるよう準備を進めています

軽自動車税の  
納付を  
お忘れなく!!



### ○このような場合はコンビニで納付できません

次のような場合はコンビニで納付できませんので  
市役所、支所、金融機関で納付してください。

- ① バーコードが印刷されていないもの
- ② 破損や汚損によりバーコードが読み取れないもの
- ③ 金額が訂正された納付書
- ④ 取扱期限が過ぎた納付書
- ⑤ 軽自動車税以外の納付書、督促状および催告書

### ○便利で確実な口座振替もご利用ください

市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

一度手続きをするだけで、自動的に納期限日指定口座から振り替えられます。納付に出かける手間が省け、納め忘れの心配もありません。  
市内各金融機関に口座振替の申込書を備えています。口座をお持ちの金融機関の窓口で、手続きを行ってください。

# 税金は納期限内に納めましょう

税金は、必ず納期限内に納付しましょう。納期限内に納付されないときは、督促状や催告書が届きます。うっかり納め忘れる場合もありますので、督促状や催告書が届いたときは、必ず期限までに納付してください。納付されないと延滞金が増加されます。ここでは本市での市税の納付状況や督促に関する状況をお知らせします。

## ○9割に満たない納期限内納付

納期限までに納付する人は、次の表のとおり全体の86%程度と高くありません。

【平成22年度の納期限内納付率】

	納期限内納付率
市 県 民 税	84.91%
固 定 資 産 税	90.71%
軽 自 動 車 税	87.25%
国民健康保険税	82.49%
平 均	86.34%

※年度末の最終収納率ではありません

## ○大量の督促状送付

納期限までに納付しなかった人に対し、年間5万3000件を越す督促状、催告書を送付しています。郵便料は年間300万円を超えます。

## ○車検まで納付されない軽自動車税

軽自動車税は、税額が低いにもかかわらず納期限内の納付率が

87%と高くありません。中には車検が来るまで最長3年間滞納する人もいます。これらの長期滞納者で納付催告に応じない場合は、財産差押え（タイヤロックを含む）を行います。また、廃車した年の軽自動車税を納付しない人もいます。これらの人についても納付催告に応じない場合は財産差押えを行います。

## ○廃車手続きを行わないまま放置

廃車や所有者の変更の手続きを行っていないため税金が課税され続け、長期間滞納となっているケースがあります。2月に調査したところ、これらの車両が140台以上あることが判りました。廃車したときや所有者が変わったときは、必ず次の場所ですて手続きを行ってください。

①原動機付き自転車および小型特殊自動車

・市内の人：島原市役所税務グループ、市民窓口グループ、有明支所税務窓口、三会出張所  
 ・市外の人：転入先の市区町村役場

②軽自動車および二輪の小型自動車（125cc以上のオート

バイ）  
 最寄りの家用自動車協会または陸運支局で手続きを行ってください。

## ○今年もタイヤロック実施の文書催告を行います

22年度には、134人にタイヤロック実施の催告文書を送付し、117人が納付され、滞納税の80%以上を回収しました。これらの中には、給与差押えのため、勤務先へ給与照会が行われてから納付した人もいます。

## ○納付困難なときはご相談ください

失業、休職などで納付困難な

ときは放置せずに税務グループへご相談ください。

「ご不明な点がありましたら、左記へお問い合わせください。」

○軽自動車税の課税に関すること

税務グループ市民税班

電話⑥31111

内線171

○コンビニ収納や滞納処分に関すること

税務グループ収納班

電話⑥31111

内線174



【タイヤロック実施例】